

ひがしどおり 議会だより

No. 7 2



新型コロナウイルス感染症対策を施した議場

＜議席の間隔を空け、間にはアクリル板を設置＞

- | | | | |
|----------------|-----|----------------|-----|
| ◆第2回定例会 | ② | ◆議案の審議結果 | ③～④ |
| ◆主要な議会活動 | ⑤～⑥ | ◆議会等の様子 | ⑦ |
| ◆一般質問 | ⑧～⑩ | | |

東通村議会第二回定例会開会

令和2年6月東通村議会第二回定例会が6月3日開会し、6月12日までの10日間の会期で開催されました。本定例会には、村長より提案された、報告案件2件、人事案件9件、条例案件4件、補正予算案件3件、契約案件4件の計22案件が一括上程され、審議の結果、全会一致で可決承認されました。

他に、3件の陳情書は資料配布としました。

一般質問は、1名の議員が行いました。



渡部 英夫 議会運営委員長

【会期日程報告】



丹内 俊範 議長

【開会宣告】

【提案理由説明】



越善 靖夫 村長

議会で使う用語①

定例会

議会には、定例会及び臨時会があります。定例会とは、定期的に招集される議会のことで、地方自治法の規定に基づき、東通村議会の定例会の回数を定める条例により、年4回招集されます。

臨時会

臨時会は、定例会のほか必要がある場合に臨時招集されます。

開会

議会を開いて、法的に活動できる状態にすることを言います。

会期

議会が、会議を行う期間を言います。

議案

議会の議決を得るため村長や議員が提出する案件を言います。

上程

本会議で議題として取り扱うことを言います。

議決

議会で、議案などに対し賛否を決定することで意思決定の内容により、次のような種類があります。

○可決（否決）

予算、条例、契約、意見書、決議、その他

○認定（不認定）

決算

○承認（不承認）

専決処分

○同意（不同意）

人事案件

一般質問

議員が、行政全般や事務事業等について質問することを行います。一般質問は、定例会で行われ、臨時会ではできません。

定例会・臨時会 議案の審議結果

◇ 令和2年6月 東通村議会 第2回定例会

議案番号	件 名	内 容	議決年月日	議決の結果
議案第27号	東通村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて（奥島 一志）	農業委員会委員の任命同意	令和2年6月11日	原案同意
議案第28号	東通村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて（下川 清一）	農業委員会委員の任命同意	令和2年6月11日	原案同意
議案第29号	東通村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて（吉田 勇）	農業委員会委員の任命同意	令和2年6月11日	原案同意
議案第30号	東通村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて（井戸端 肇）	農業委員会委員の任命同意	令和2年6月11日	原案同意
議案第31号	東通村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて（吉田 邦則）	農業委員会委員の任命同意	令和2年6月11日	原案同意
議案第32号	東通村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて（真下 宏）	農業委員会委員の任命同意	令和2年6月11日	原案同意
議案第33号	東通村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて（小林 俊一）	農業委員会委員の任命同意	令和2年6月11日	原案同意
議案第34号	東通村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて（角本 繁美）	農業委員会委員の任命同意	令和2年6月11日	原案同意
議案第35号	東通村農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて（川原田 久悦）	農業委員会委員の任命同意	令和2年6月11日	原案同意
報告第6号	令和元年度東通村一般会計継続費繰越計算書（（仮称）尻屋地区多目的集会施設整備事業費）	法の規定に基づく報告	令和2年6月11日	承認
報告第7号	一般社団法人東通村産業振興公社経営状況報告書	法の規定に基づく報告	令和2年6月11日	承認
議案第36号	東通村監査委員条例の一部を改正する条例	地方自治法等の改正に伴う条例改正	令和2年6月12日	原案可決
議案第37号	東通村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	青森県の助成事業要領の改正に伴う条例改正	令和2年6月12日	原案可決
議案第38号	東通村多目的集会施設設置条例の一部を改正する条例	尻屋地区集会施設の竣工に伴う条例改正	令和2年6月12日	原案可決
議案第39号	東通村の水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	地方自治法等の改正に伴う条例改正	令和2年6月12日	原案可決
議案第40号	令和2年度東通村一般会計補正予算（第3号）	人事異動に伴う人件費の補正等	令和2年6月12日	原案可決
議案第41号	令和2年度東通村下水道事業特別会計補正予算（第1号）	人事異動に伴う人件費の補正	令和2年6月12日	原案可決
議案第42号	物品の購入について（消防ポンプ自動車）	本契約の締結	令和2年6月12日	原案可決

議案の審議結果

議案番号	件名	内 容	議決年月日	議決の結果
議案第43号	物品の購入について (高規格救急自動車)	本契約の締結	令和2年6月12日	原案可決
議案第44号	物品の購入について (高度救命処置用資器材)	本契約の締結	令和2年6月12日	原案可決
議案第45号	物品の購入について (ロータリー除雪車)	本契約の締結	令和2年6月12日	原案可決
議案第46号 (追加議案)	令和2年度東通村一般会計補正予算 (第4号)	新型コロナウイルス感染症緊急 経済対策に係る 追加補正	令和2年6月12日	原案可決

◇ 令和2年4月 東通村議会 第1回臨時会

議案番号	件名	内 容	議決年月日	議決の結果
報告第1号	東通村税条例の一部を改正する条例	地方税法等の改正に伴う改正	令和2年4月30日	承認
報告第2号	東通村国民健康保険税一部を改正する 条例	地方税法等の改正に伴う改正	令和2年4月30日	承認
報告第3号	令和元年度東通村国民健康保険特別会 計補正予算(第3号)	療養給付費の追加補正	令和2年4月30日	承認
報告第4号	令和元年度東通村後期高齢者医療特別 会計補正予算(第3号)	広域連合納付金の追加補正	令和2年4月30日	承認
議案第25号	令和2年度東通村一般会計補正予算 (第1号)	新型コロナウイルス感染症緊急 経済対策に係る 追加補正	令和2年4月30日	原案可決

◇ 令和2年5月 東通村議会 第2回臨時会

議案番号	件名	内 容	議決年月日	議決の結果
報告第5号	東通村税条例の一部を改正する条例	地方税法等の改正に伴う改正	令和2年5月20日	承認
議案第26号	令和2年度東通村一般会計補正予算 (第2号)	新型コロナウイルス感染症緊急 経済対策に係る 追加補正	令和2年5月20日	原案可決

◇ 令和2年6月 東通村議会 第3回臨時会

議案番号	件名	内 容	議決年月日	議決の結果
議案第47号	令和2年度東通村一般会計補正予算 (第5号)	(仮称)東通村 農産物加工施設 整備事業関連経 費追加補正	令和2年6月29日	原案可決

主要な議会活動

陳情書		今定例会までに受理された陳情書は、次のとおり処理されました。
◎陳情第4号	青森県医療労働組合連合会 執行委員長 山本 陽子	「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情」 〔資料配布〕
◎陳情第5号	青森県医療労働組合連合会 執行委員長 山本 陽子	「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情」 〔資料配布〕
◎陳情第6号	むつ市平和委員会 代表委員 柳谷 睦夫	「日米地位協定の抜本的見直しを求める陳情」 〔資料配布〕

主 要 な 議 会 活 動

◇ 東通村議会 議会運営委員会（渡部 英夫 委員長）

開催年月日	協 議 案 件	決 定 事 項	出 席 者
令和2年4月30日	第1回臨時会案件	会期・議事日程等の決定	議長、議会運営委員会委員
令和2年5月20日	第2回臨時会案件	会期・議事日程等の決定	議長、議会運営委員会委員
令和2年5月28日	第2回定例会案件	会期・議事日程等の決定	議長、議会運営委員会委員
令和2年6月29日	第3回臨時会案件	会期・議事日程等の決定	議長、議会運営委員会委員

◇ 東通村中心地整備促進特別委員会（川端 一松 委員長）

開催年月日	協 議 案 件	決 定 事 項	出 席 者
令和2年6月25日	（仮称）東通村農産物加工施設の整備について	村当局の説明に対し、慎重審議の結果、全会一致で了承	議長、中心地整備促進特別委員会委員

◇ 東通村議会 産業建設常任委員会（田村 智和 委員長）

開催年月日	協 議 案 件	決 定 事 項	出 席 者
令和2年6月25日	（仮称）東通村農産物加工施設の整備について	村当局の説明に対し、慎重審議の結果、全会一致で了承	議長、産業建設常任委員会委員

◇ 東通村議会 議会全員協議会

開催年月日	説 明 内 容	説 明 者
令和2年4月30日	新型コロナウイルス感染防止対策の現状について ・村対策本部の活動について ・教育関連施設の現状について ・商工業者等の状況について	総務課長
	新型コロナウイルス感染防止対策に関する東通村診療所の対応について	東通村地域医療センター長 川原田 恒 先生
	特別定額給付金について	経営企画課長
	子育て世帯への臨時特別給付金について	いきいき健康推進課長
令和2年5月20日	新型コロナウイルス感染症対策に係る東通村経済支援策について 【商工業者支援】 ・事業者支援一時給付金支給事業について ・プレミアム付商品券発行事業について ・休業要請協力金支給事業について 【子育て支援・生活支援】 ・学生支援一時給付金支給事業について ・ふるさと学生応援便事業について 【感染症予防対策】 ・感染症予防・拡大防止用資材購入事業について	経営企画課長

◇ 主要な会議等

日 時	内 容 等	出 席 者	場 所 等
令和2年4月10日	下北郡町村議会議長会決算監査	丹内 俊範 議長	議長室
	下北半島振興促進連絡協議会総会	丹内 俊範 議長	書面協議
	下北総合開発期成同盟会総会	丹内 俊範 議長	書面協議
令和2年5月15日	東通村農業再生協議会通常総会	丹内 俊範 議長	書面協議
令和2年5月20日	青森県町村議会議長会臨時総会	丹内 俊範 議長	書面協議
令和2年5月21日	一般社団法人東通村産業振興公社第8回通常総会	丹内 俊範 議長	役場庁舎 4階大会議室
令和2年5月22日	下北郡町村議会議長会臨時総会	丹内 俊範 議長	ホテルニューグリーン
令和2年5月 4日	青森県鉄道整備促進期成会総会	丹内 俊範 議長	書面協議
令和2年6月 5日	全国原子力発電所立地市町村議会議長会 会計監査	丹内 俊範 議長	書面協議
令和2年6月17日	全国原子力発電所立地市町村議会議長会 幹事会・役員会	丹内 俊範 議長	書面協議

議会等の様子

議 会 等 の 様 子



第2回定例会



議会全員協議会
川原田 恒 先生



議会運営委員会



伊勢田 勉 議員



田村 智和 議員



地花 義昭 議員



奥島 貞一 議員



二本柳 弘志 議員



川端 一松 議員



【中心地整備促進特別委員会】
○川端委員長議会報告



○委員会



○実地踏査



○田村委員長議会報告



【産業建設常任委員会】
○委員会



○実地踏査

議会で使う用語②

議会運営委員会

円滑な議会運営を行うため、議会運営の全般について協議し調整を図ります。

特別委員会

必要がある場合や、特定のことを審議するために設置されます。

常任委員会

事務に関する調査や議案などの審査を行うため、常設置されている委員会です。

全員協議会

議員全員が共通の認識を持つために開かれ、審議や議決は行いません。

一 般 質 問

【質問者】

田村 智和 議員



【一般質問通告書】

一、新型コロナウイルス感染症に係る東通村としての支援策について

【発言の要旨】

新型コロナウイルスの終息が未だ見えない中、村民誰もこれまでの日常生活に戻れないという不安を持っている。

このような不安を少しでも和らげるためにも村として村民に寄り添った支援策が必要と思われるが、村としてはどのような考え方があるのか問う。

【答 弁】

越善 靖夫 村長



新型コロナウイルス感染症に係る東通村としての支援策については、1月16日、国内で最初の感染者が報告されてからこれまで、全国で1万7千人以上が感染し、県内では27名が感染、1人

が亡くなるなどこの新型コロナウイルスは、いまだに猛威を振るっている。

去る3月23日、県内では、東通村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、村民への情報提供やお願いに加えて、庁舎内の体制の見直しなどの措置を講じており、この対策本部が掲げる方針は、「東通村から感染者を絶対に出さない」、「新型コロナウイルスから村民の命を守る」ことであり、そのため対策本部では、東通村診療所との連携を図りながら、川原田診療所長にアドバイザーとしても参加いただき、医学的知見に基づいたご助言を頂いている。

誰もが経験したことのない災害への対応であり、県から提供される最新の情報に基づき、いたずらに村民に不安を抱かせないよう、常に正しい情報の発信に努めているが、このような対策本部の活動や情報発信、村民一人一人のご協力があるからこそ成り立ち、移動の自粛や休業要請などが発せられ、多くの方が、日常生活の制限を感じる状況にありながら、こうしたお一人お一人のご努力により、現在まで村内から感染者は発生しておらず、改めて冷静に行動をされている、村民の皆様、心から感謝申し上げます。

このように「東通村から感染者を絶対に出さない」ことを今後も継続し、「新

一般質問

型コロナウイルスから村民の命を守り続ける」、「村民の不安を取り除く」ことが、議員ご質問の「村民に寄り添った支援策」であると考えており、これまで以上の東通村診療所との連携をもって、全庁を挙げて、村内での感染防止に取り組んで参るのでご理解を賜りたい。

また、影響による具体的な対策については、第一次産業に関しては、漁業は、各漁協で国の持続化給付金についての勉強会を開催するなど、国の制度の利用促進を図っていると伺っており、教育に関しては、先だつの提案理由ご説明の際に、こども園について触れさせていただいたが、東通小・中学校においても、こ

れまでにない長期休業を余儀なくされ、自身も感染するかもしれない不安を抱えながらも再開後は、教職員一丸となって児童生徒が安心して過ごせる学校づくりのため、学習の遅れを取り戻しながら子供たちの心のケアにも取り組んでいるとの報告を受けている。

さらに、先の臨時議会にお諮りして御議決賜った村独自の商工業者への緊急経済対策事業、プレミアム付商品券発行事業、村出身学生への給付金や物資支援事業の実施により更に効果的な支援ができ、万が一、再び感染が拡大した場合に備えてのマスクや消毒剤の備蓄をはじめ、国や県の事業も活用して対策を講じていく。

このような支援策は、感染症の拡大による営業自粛など直接的な影響を受けている業種と、さらには大学生など村の子育て支援への対策、支援策の対象外であり、授業料やアパート代などの支出が高額である子供たちに特化したもので、現状は様々な制限が段階的に解除されつつあるが「これまでのような日常生活に戻るか」は、ワクチンや治療薬の開発、世界的な経済の回復など、村や日本だけの問題ではなく、全世界が取り組んでいかなければならない喫緊の課題で、その動向を注視しており、今後第2波・第3波の感染拡大を常に警戒しながらも「3密を避ける」など、基本的な行動様式の啓蒙と、正し

い情報の発信により、村民生活の支援を継続していくため、まずは、打ち出した経済対策を実行することに注力し企業や村民の反応、施策がもたらす経済効果を注視していきたいと考えているのでご理解願いたい。

【再質問】

田村 智和 議員



現状でのコロナ対策は理解したが、私は、なお一層の村民に寄り添った支援が必要ではないかという考え

から、4つに区分し、質問する。

1点目は、村民へ広範囲で直接的な対策として、水道料の減免など、日常生活に密着した支援をする考えはないのか。

2点目は、村では過去に冷害で、困窮した農家のために救農土木事業があつたと聞き及んでいるが、今回の新型コロナウイルスの影響で、収入が減った農業や漁業に従事する方々への救済策として、農地や漁場の維持管理作業をした人に、日当を給付するなどの支援をする考えはないのか。

3点目は、小・中学校の休校要請により、授業時数が減ることによって生じる学力の低下や格差、さらには、児童生徒及び教職員の

心のケアの対策等、どのようなになっているのか。

最後に、4点目は、現在もコロナが終息していない中で、地震や台風などの災害が起きた場合を想定し、今から対策を進めるべきと考えるが、どのように考えているのか。

【答 弁】

越 善 靖 夫 村 長



日常生活に関わる支援ということだが、家庭への影響は当然考えられ、国の給

付金等により、ある程度はカバーされていると考えており、農業漁業について、これから漁業は、盛漁期を迎え、農業は、収穫期を迎えるが、これらの状況を見ながら、考えていかなければならない問題だと認識している。

小・中学校については、経済支援に限らず、これまでも医療費の無償化や保育料の無償化、通学費の無償化等、特に子育て支援に対して、村として手厚く支援している現状である。

授業の遅れ等についても夏休みを短縮する等様々な方法を講じてこれから取り組むと報告を受けている。

災害時における、避難所の関係だが、各避難所は、マスクや消毒液の配備はも

とより、パーティションなどで仕切り密にならないよう方策を検討しており、パーティションなどの災害用の備品については、村が一括で管理しているため必要に応じてそれぞれの避難所に配布する方法を検討する。

しかしながら、様々な問題がこれからも第2波・第3波というかたちで予想され、これについても国・県の動向をしっかりと見極めながら、村としてできる範囲の中で、しっかりと支えていかなければならないと思っているのでご理解いただきたい。

【再々質問】

田 村 智 和 議 員

村長の答弁にあるように確かに、国・県・村が一体となつてこの難関を、越え

なければならぬが、様々な問題が、まだ積み重なっているという現状の中で何卒、村長には、村民の声に耳を傾けていただいて、本当に何が不足なのか、何を村民が求めているのか、これを迅速に進めて、施策をしていただければ、私も質問した甲斐がある。

そのようなことを、村長に踏まえていただき、私の質問を終わる。



編集後記

今でも、毎日のように「新型コロナウイルス」という言葉を耳にし、目にしています。

今年に入ってから、まるで魔法にでもかかったようにありふれた日常は一変しました。

学校休業や東京オリンピック・パラリンピック、プロスポーツ競技、各種行事・イベント等の延期や中止、そして行動の自粛等々日々の生活や生業が大きく変わりました。

見えざる敵と闘い、感染拡大の恐れに怯える中で、一人ひとりの理性的な行動が求められてきました。

知識を得ることで徐々に冷静に向き合うことが出来るようになり、徹底した感染対策を取ることで新たな日常、新しい生活様式が徐々に構築されてきました。

緊急事態宣言が全面解除されても特効薬やワクチンがない以上、常に感染の危機と隣り合わせであることに変わりはなく、かつての日常に回帰するのは容易なことではありません。

「水は低きに流れ、人は易きに流れる」。

一人ひとりの自覚が命や生活を守ることに繋がります。